

第9期計画における施設・サービス整備の考え方について

介護保険施設等の現状

本市の介護保険施設等の施設数及び定員は以下の通りです。

	施設数	定員	入居者数
特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	5	324 (R6年5月増設予定29人を 含む)	267
老人保健施設	1	100	91
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	0	0	0
認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	3	54	53
有料老人ホーム			
介護付有料老人ホーム	1	80 (R6年10月開所予定)	-
住宅型有料老人ホーム	3	112	107
健康型有料老人ホーム	0	0	0
サービス付き高齢者向け住宅	4	161	127

要介護(要支援)認定者数の推計

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度	令和32 年度
第1号被保険者数	13,463	13,512	13,689	13,823	13,949	14,069	14,772	18,455	19,640
第1号被保険者の 認定者数	2,144	2,173	2,137	2,209	2,270	2,347	2,688	3,138	3,377
要支援1	252	285	297	319	330	340	386	400	481
要支援2	280	277	287	296	299	307	354	385	440
要介護1	583	609	589	615	639	661	745	882	953
要介護2	342	338	324	326	337	352	405	485	505
要介護3	302	290	278	278	281	292	340	425	422
要介護4	224	233	233	245	252	261	305	374	380
要介護5	161	141	129	130	132	134	153	187	196

施設整備について

1 特別養護老人ホームについて

① 特別養護老人ホームの待機状況

特別養護老人ホームに対して実施した待機者の現状調査(令和5年4月)では、待機者58人となっています。

	申請中	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
入所申込者数	0	1	6	27	13	11	58

(単位:人)

		要介護3	要介護4	要介護5	合計
在宅		16	4	5	25
入院・入所先	医療機関	0	3	2	5
	介護療養型医療施設	0	0	0	0
	介護老人保健施設	6	2	2	10
	他の特別養護老人ホーム	0	0	0	0
	養護・軽費・生活支援ハウス・ケアハウス	0	0	0	0
	グループホーム	2	1	2	5
	有料老人ホーム・サ高住	3	3	0	6
	その他	0	0	0	0

② 必要定員数の考え方

必要と考えられる、特別養護老人ホームの定員数を検討するにあたり、58人のうち特に必要性の高いケースを検討し、より適正な整備数を検討します。

<ケース1>(要介護3以上)

特別養護老人ホームの基本的な対象となる要介護 3 以上の方は、58人中 **51人**が該当しています。

第2回会議での意見から、グループホームなどの施設利用者の除外はしないこととします。

③ 第8期計画期間中の整備状況

地域密着型特別養護老人ホーム(29人定員、令和6年5月開設予定)と、有料老人ホーム(特定施設、80人定員、令和6年10月開設予定)、さらに守山市で整備中の特別養護老人ホーム(80人定員、令和5年11月1日開設)が整備されました。なお、有料老人ホーム、守山市の特養については、広域での利用となりますが、前者は80人の定員中3割の24名を市内在住者が、後者は80人の定員中7市(栗東市、草津市、守山市、野洲市、東近江市、湖南市、その他)で割った11名を市内在住者が、利用する想定で考えます。

④ 第9期計画での特養の整備方針についての考え方

ここまでの様々な値をまとめると次のようになります。

現在の特養で空いていると考えられる枠(栗東市民が使うことができると想定される枠)は、324人から267人を引いた57人、さらに、新規に整備予定の有料老人ホームの24人、守山市の特養11人で、合計 **92人**(特養に限定すると**68人**)の新規受け入れ枠ができることになります。

さらに、全国平均値となりますが、特養の平均所在期間は、3.5年となっており、およそ4年の入れ替わりで試算すると令和5年までの入居者267人で考えると、年間66人程度が入れ替わる見込みとなり、年間66人の内22人の枠の確保ができると見込みます。(※地域密着型特別養護老人ホーム 58人÷4÷14人…①、広域型特別養護老人ホーム 267人-29人=238人÷4÷59人、59人÷7市町÷8人…②、①+②=22人)

	サービスの種類		定員等	
			新規整備	年間入替
①	特別養護老人ホーム	毎年の入替		22人
②		一時減床分等の復活	28人	
③		新規整備(守山市広域、令和5年11月1日開設予定)	11人	
④	地域密着型特別養護老人ホーム	新規整備(令和6年5月開設予定)	29人	
⑤	有料老人ホーム		24人	
合計			92人 (特養限定で68人)	22人

第8期計画期間中に整備予定の地域密着型特養と有料老人ホームによって、現在の必要性の高い特養の待機者51人は、新規開設施設の92人程度の定員によって解消することが可能と考えます。特養に限定しても **68人**の枠があるので解消することができます。

さらに、毎年の入れ替わりがおおよそ22人と想定すると、まだ余裕がある状況にあるといえます。

⑤ 中長期的な見込みについて

現時点での待機者等は以上の通りですが、令和8年度や令和12年度などを考慮した場合の整備を考えますと、まず、以下のように特養の利用者数は令和5年の187人から令和8年には219人へと32人増加する見込みです。

ここでは単純に、現在の51人の待機者に32人が増えるとして、令和8年度には83人の待機者になると考えます。この場合、新規開設等の68人と毎年の入れ替わりの空き44人(令和6年度から令和7年度の2年間で22人×2年=44人)の合計112人の受入れ枠があり、待機者数を超えます。

続いて、令和12年度には251人の利用が見込まれ、現在の187人からは64人増えることとなります。現在の待機者51人に64人が増えるとして、115人の待機者になると考えられます。この場合、新規開設等の68人と毎年の入れ替わりの空き132人(令和6年度から令和11年度の6年間で22人×6年=132人)の合計200人の受入れ枠があり、待機者数を超えます。

よって、第9期及び第10期計画策定時においては、新規施設整備は不要であるものと考えますが、今後の待機者および入所者の推移を注視していく必要はあると考えます。

要介護(要支援)認定者数の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
第1号被保険者数	13,463	13,512	13,689	13,823	13,949	14,069	14,772	18,455	19,640
第1号被保険者の認定者数	2,144	2,173	2,137	2,209	2,270	2,347	2,688	3,138	3,377
要介護3以上認定者数の合計	687	664	640	653	665	687	798	986	998
介護老人福祉施設【利用者数】	210	205	187	206	212	219	251	293	315
要介護認定者数に占める、特養利用者割合	9.8%	9.4%	8.8%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%
	9.3%は令和3～5年の割合の平均値。これが仮に続くと仮定し、「認定者数の合計」×9.3%で、特養利用者数を推計。								
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【利用者数】	29	29	29	58	58	58	58	58	58
	令和6年5月に新規施設29床が開設予定。								

※令和6年度以降は推計値

2 グループホームについて

①グループホームの待機状況

グループホームに対して実施した待機者の現状調査(令和5年5月)では、待機者 27 人となっています。ただし、この人数には、重複した申し込みが含まれているため、実際の待機者はこの値よりだいぶ少ないと考えられます。

	申請中	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
入所申込者数	0	6	10	8	3	0	27

(単位:人)

第2回会議での委員の意見から、市内にはグループホームが少ないため(2法人、3施設)、ほとんどの申請者は2法人に同時に申請していると考え、実際の申請者は、この半分と考え、全体では14人、要介護2以下の人は8人と仮定します。

② 第8期計画期間中の整備状況

先に述べた特養の整備状況の繰り返しになりますが、守山市で特別養護老人ホーム(80人定員、令和5年11月1日開設)が整備され、さらに地域密着型特別養護老人ホーム(29人定員、令和6年5月開設予定)市内に整備します。守山市の特養については、広域での利用となりますので、80人の定員を7市で割った11名を市内在住者が利用する想定で考えます。また、28人の一時減床分等の復活を合計すると、特養だけで68人の受け入れ枠ができます。

グループホームの入居対象者と、特養の入居対象は異なりますが、要介護3以上の人であれば、特養の対象者となるため、ここでは要介護2より軽い要介護度の8人を実際の待機者として考えます。

③ グループホームの整備方針についての考え方

要介護1、2の認知症高齢者は、特養等に入所できない可能性が高いため、第9期計画期間中(令和8年度開設予定)の施設整備が望ましいと考えます。

また、候補地としては、現在グループホームの開設がない葉山中学校区内で考えております。

【参考資料】 グループホーム(認知症対応型共同生活介護)の利用人数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症対応型共同生活介護	52	52	54	52	54	54	54	54	68

資料:厚生労働省「見える化システム」(単位:人)

事業者からの申し入れ状況

◆認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)18名の整備。(第9期計画期間中)

○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)とは

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営める施設です。要支援1の方は利用できません。

介護保険事業計画への影響

施設サービスは、介護サービスの中でも介護者負担をより軽減することができる重要なサービスですが、給付費を押し上げ、介護保険料を上昇させる要因になります。厚生労働省の「見える化システム」での推計では、定員18人(令和8年度開設でのシミュレーション)の増加で、保険料基準額は約30円程度の増加となる見込みです。また、認可する場合は第9期計画において、この施設整備の在り方を踏まえたサービス見込み量等を掲載していくことが必要となります。

④ 中長期的な見込みについて

現在の市内のグループホームの定員は54人、仮に新規開設で18人増設となると、合計72人の受け入れ枠となります。

待機者数は、毎年3人程度増加する想定し(1年以内に新規申請した待機者は全体の36%であり、待機者8人の36%≒3人)、令和7年まで14人程度になると見込みます。

新規事業所の開設で、一度この待機者数はゼロとなり、令和9年度から毎年3~4人程度増加していく見込みとしています。

実際には、グループホームから特養等へ転居される人もおり(令和5年の調査で、グループホームから特養への入所希望者が5人)、実際の待機者はこれよりも少なくなる可能性があります。認知症高齢者数は増加していく見込みのため、実際の待機者数の推移を見守りながら、第9期計画期間中に、新規のグループホームの整備を進めていきます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
第1号被保険者の要介護認定者数	2,137	2,209	2,270	2,347	2,688	3,138	3,377
認知症高齢者数	1,334	1,385	1,429	1,480	1,694	1,939	2,115
推定待機者数	8	11	14	0	12	52	92

単位：人

※令和5年度は実績値。令和6年以降は、国平均の年齢階級別の認知症有病率を参考にし、栗東市の年齢階級別人口と、現在の有病者数を基にして推計。

※推定待機者数は、仮に令和8年度で待機者が解消したとして、再び待機者が増加していく想定。